

令和3年度市民税・県民税の申告の手引き

水戸市

令和3年度の市民税・県民税は、令和3年1月1日現在水戸市にお住まいの方に対して、前年（令和2年1月1日から12月31日まで）の所得等を基に課税されます。この手引きを参考に、申告期限までに市民税・県民税申告書を作成しご提出ください。申告する必要があるかどうかの判断については、14～15頁のフローチャートをご覧ください。

～申告をされる方へお願い～

令和3年度の申告期間（令和3年2月5日～3月15日）の、市民税・県民税申告及び確定申告受付がすべて事前予約制になります。予約方法についての詳細は、別紙リーフレット『**市民税・県民税申告受付が事前予約制となります**』をご覧ください。

新型コロナウイルス感染予防のため、熱がある等、感染の疑いがある場合はご来場をお控えください。付き添い等のご家族は最小限の人数とし、マスクを着用のうえご来場いただきますようお願いいたします。

また、申告会場の混雑を避けるため、郵送による市民税・県民税申告をお勧めします。**水戸市ホームページの専用サイトから申告書を作成し、印刷することができます。**詳細については、2頁「1 郵送による市民税・県民税申告書の提出方法」をご覧ください。

※所得税の確定申告をされる方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。インターネットで検索 **確定申告** 検索

●申告に必要なもの（持ち物）

- 1 市民税・県民税（国民健康保険税）申告書（市から郵送された方）と朱肉を使う印鑑（認印で可）
- 2 申告者の本人確認書類（原本）、扶養親族及び事業専従者のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類（写し）
下記参照のうえ申告者の本人確認書類をお持ちください。また、申告書に扶養親族及び事業専従者のマイナンバーの記入が必要ですので、事前に申告書に記入するかマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

本人確認書類

マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード	
マイナンバーカードをお持ちでない方	番号確認書類（いずれか一つ）	●通知カード（氏名や住所等に変更がないもの） ●マイナンバーが記載された住民票の写し
	身元確認書類（いずれか一つ）	●運転免許証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●写真付き学生証 ●在留カード 等

代理人が申告する場合

以下①～③の書類

- ①申告者の【番号確認書類】
- ②代理人の【身元確認書類】
- ③代理権の確認書類
 - ・任意代理人：委任状（原本）
 - ・法定代理人：戸籍謄本、登記事項証明書等
 - ・税理士：税務代理権限証書

(注1) 上記に掲載している本人確認書類は一例ですので、詳しくは水戸市ホームページをご覧ください。か市民税課までお問合せください。
(注2) 通知カードの廃止に伴い、現在の通知カードの記載事項（氏名、住所等）に変更があった場合は、番号確認書類として使用できません。
(注3) 委任状への署名は、委任者が自署してください。委任者が障害等で自筆することができない場合は、代筆でも構いませんが余白に代筆した理由を記入してください。

- 3 申告者の令和2年中の所得（収入及び支出）の分かる書類（主なもの）

所得の種類	主な必要書類
給与、年金所得	源泉徴収票（原本）（給与所得者で源泉徴収票がない場合は、勤務先が発行する給与支払証明書等）
営業、農業、不動産所得	収支内訳書（事前に作成ください）、収入や経費明細がわかる帳簿や領収書、固定資産税納税通知書（事業用資産がある場合）など ※前年度の収支内訳書・申告書の控え等がある方はお持ちください。 ※収支内訳書が必要な方は送付しますので、お問合せください。
一時所得、雑所得等	支払を受けた金額（生命保険金、個人年金等）と必要経費のわかる書類

- 4 各種控除を受ける際に必要な令和2年中に支払った控除証明書など（医療費控除の明細書（注1）、国民健康保険税納付額確認書、生命保険料控除証明書など。詳しくは8～11頁をご覧ください）

(注1) 医療費控除の経過措置の終了に伴い、控除を申告する際には「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」を添付しなければならないこととされました。医療費の領収書を事前に集計し、明細書を作成してください。

目次

1	郵送による市民税・県民税申告書の提出方法	2
2	令和3年度から適用される市民税・県民税の主な改正について	3
3	申告書の書き方（記載例）	4
4	収入金額等／所得金額	6
5	所得から差し引かれる金額に関する事項／所得から差し引かれる金額	8
6	寄附金税額控除について	12
7	上場株式等に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式の選択について	12
8	合計所得金額、総所得金額等について	12
9	医療費控除・セルフメディケーション税制の記載時の留意点について	13
10	市民税・県民税申告フローチャート	14
11	下書き用申告書、水戸市ホームページのご案内	16

1 郵送による市民税・県民税申告書の提出方法

申告書は郵送でも提出できます。申告日程の期限までに送付してください（消印有効）。

※水戸市ホームページの専用サイトから申告書を作成し、印刷することができます。

インターネットで検索

(1) 申告書への記入事項及び添付書類

①申告書表面右上に住所・氏名・生年月日・マイナンバー・電話番号等を記入・押印してください。

添付書類 申告者のマイナンバーカードの表面及び裏面の写し等（1頁参照）

※身元確認書類として公的医療保険の被保険者証の写しを添付する場合には、プライバシー保護の観点から、被保険者記号・番号部分を復元できない程度に塗りつぶした上で添付するようにしてください。

②前年中（令和2年1月から12月まで）の収入の状況について、記入してください。

前年中に収入がなかった方（障害年金、遺族年金のみの方も含む）

申告書の書き方（4～5頁）を参照し、以下について記入してください。

- ・申告書表面の「2 所得金額」欄の合計欄⑩に「0」と記入する。
- ・配偶者控除、配偶者特別控除、各種扶養控除に該当する親族がいる場合又は寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除に該当する場合は、4頁及び10～11頁を参照し必要事項を記入する。
- ・申告書裏面右下「17 令和2年中に所得（収入）のなかった方は、下記により生活の根拠を記入してください。」欄に該当する事項を記入する。

前年中に収入があった方

申告書の書き方（4～5頁）を参照し、必要事項を記入してください。

添付書類 収入が分かる書類（1頁参照）

- （例）【給与・公的年金等の収入がある方】源泉徴収票等
- 【営業・農業・不動産収入がある方】収支内訳書

③所得控除（医療費控除や社会保険料控除等）及び税額控除（寄附金税額控除等）を申告する方は、8～12頁を参照のうえ必要書類を添付してください。

※添付が無い場合は、申告書記載の所得控除及び税額控除を適用せずに税額を算定いたします。

添付書類（例）医療費控除の明細書、国民健康保険税の納付額確認書、生命保険料控除証明書、寄附金の受領書等

(2) 郵送先

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 市民税課 あて

◆受付印のある申告書の控えが必要な方◆

受理された申告書の控えが必要な方は、申告書を郵送により提出する際に返信用封筒（宛名を記入し84円切手を貼ったもの）を同封してください。

なお、控えとしてお返しするのは、提出いただいた申告書の写しに受付印を押したものとなります。

2 令和3年度から適用される市民税・県民税の主な改正について

改正1 給与所得控除の改正 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。給与等の収入額が850万円を超える場合の控除額が195万円に引き下げられます。
改正2 公的年金等控除の改正 公的年金等控除が一律10万円引き下げられます。公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に195万5千円の上限が設けられます。公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額が引き下げられます。
改正3 所得金額調整控除の創設 ①子育て世帯等に対する所得金額調整控除 給与等の収入金額が850万円を超える方で、次の(1)~(3)のいずれかの要件を満たす場合には、下記計算により算出した金額が給与所得金額から控除されます。 (1)本人が特別障害者に該当する方 (2)23歳未満の扶養親族を有する方 (3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方 $\text{所得金額調整控除} = (\text{給与等の収入金額}(1,000\text{万円を超える場合は}1,000\text{万円}) - 850\text{万円}) \times 0.1 \%$ ※1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。 ※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの納税義務者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。 ②給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有する方に対する所得金額調整控除 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合には、下記計算により算出した金額が、給与所得金額から控除されます。 $\text{所得金額調整控除} = \{\text{給与所得控除後の給与等の金額}(10\text{万円を超える場合は}10\text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}(10\text{万円を超える場合は}10\text{万円})\} - 10\text{万円}$ ※上記①の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得から控除します。
改正4 基礎控除の改正 基礎控除が10万円引き上げられます。合計所得金額が2,400万円を超える方については、その合計所得金額に応じて基礎控除が引き下げられ、合計所得金額が2,500万円を超える方については、基礎控除の適用がなくなります。
改正5 調整控除の改正 合計所得金額が2,500万円を超える方については、調整控除の適用がなくなります。
改正6 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の改正 ○ひとり親控除の創設 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者または扶養親族となっていない総所得金額等が48万円以下の子）を有する単身者について、ひとり親控除（控除額30万円）が適用されます。 ○寡婦控除の見直し 上記のひとり親控除に該当しない寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円が適用されます。 また、子以外の扶養親族を持つ寡婦について、所得制限（合計所得金額500万円以下）が設けられます。 ※ひとり親控除・寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は適用対象外となります。
その他 給与所得控除及び公的年金等控除の改正に伴い、扶養等の適用要件も改正されます 詳細は、10、11頁をご覧ください。

●新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市民税・県民税の主な改正について

改正1 住宅借入金等特別控除の適用要件の弾力化 消費税率10%が適用される住宅を取得した場合における住宅借入金等特別控除の控除期間が10年間から13年間へ延長となる特例措置は、令和2年12月31日までに入居した場合に限り適用とされていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は、一定の要件を満たし入居すれば、特例措置の対象となります。
改正2 イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除の適用 新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により、中止等となったイベントのチケット等を購入していたが、その払戻しを受けることを辞退した場合に、当該辞退した金額のうち20万円までの金額について寄附金税額控除の対象となります。 なお、対象となるイベントは、茨城県県税条例又は水戸市市税条例により定められたものとなります（文部科学大臣により指定を受けた指定行事と同じ）。

※令和3年度課税に係る税制改正の詳細につきましては、水戸市ホームページをご覧ください。

インターネットで検索

3 申告書表面の書き方（記載例）

●記載時の留意事項

- ・ 給与、年金等の金額を記載する際、申告者本人以外の方の金額を合算しないでください（配偶者の方の金額を合算している方がいます）。同様に、郵送時の添付書類も申告者本人以外の方の源泉徴収票は添付しないようお願いいたします。
- ・ 障害年金、遺族年金、雇用保険等の非課税収入は「1 収入金額等」欄への記入は不要です。収入がない方、または非課税収入のみの方は表面の「2 所得金額」の合計欄⑫に「0」と記入し、裏面「17 令和2年中に所得（収入）のなかった方」の欄に該当する事項を記入してください。（5頁参照）
- ・ 社会保険料控除や生命保険料控除の金額を記載しても、控除証明書がない場合は控除を適用できない場合があります。申告時は控除証明書等を持参するようお願いいたします。

…必須記入項目

生計を一にする親族の「年金から天引きされている保険料」や「預金口座から振替られている保険料」は含めなくてください

配偶者の合計所得金額の算出方法については、6～7頁を参照ください

8～11頁参照

該当する所得がある方は、給与から差し引くか、自分で納付するかをチェックしてください

⑫所得金額の合計を記入してください
※⑦⑧⑨の金額は算入しないでください
※所得が無い方は「0」と記入してください

⑰所得から差し引かれる金額の合計額を記入してください

セルフメディケーション税制を選択する場合は区分に「1」と記入してください

令和3年度 市民税・県民税（国民健康保険料）申告書

お問合せ番号 0001234567

住所、氏名、生年月日、マイナンバー（個人番号）、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名及び続柄を記入し、押印してください

現住所 水戸市三の丸1-5-48

1月1日現在の住所 同上

フリガナ ミト タロウ

氏名 水戸 太郎

個人番号 012345678910

電話番号 029-224-1111

業種又は職業 会社員

世帯主の氏名 水戸 太郎

世帯主の続柄 本人

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険税	262,852 円	後期高齢者医療保険料	30,000 円
	国民年金保険料	78,000 円	合計	370,852 円
	介護保険料			
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計	
	円	円	円	
	旧生命保険料の計	旧個人年金保険料の計		
	円	円		
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
	円	円		

⑰～⑲ 控除

⑰ 寡婦控除 死別 生死不明 ひとり親 ひとり親控除 離婚 未帰還 勤労学生控除 障害者控除 障害の程度 1 級度

氏名 水戸 一郎 個人番号 5,4,3,2,1,0,1,0,9,8,7,6

⑳ 配偶者控除 配偶者の氏名 水戸 花子 配偶者の合計所得金額 420,000 円

氏名 水戸 一郎 続柄 子 生年月日 45.2.3 同居・別居 同居 控除額 33 万円

氏名 水戸 二郎 続柄 兄 生年月日 23.4.4 同居・別居 同居 控除額 38 万円

⑳ 扶養控除 氏名 続柄 生年月日 同居・別居 控除額

⑳ 雑損控除 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類

⑳ 医療費控除 支払った医療費等 256,000 円 保険金などで補てんされる金額 50,000 円

⑳ 給与・公的年金等に係る所得以外（令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法 給与から差し引き（特別徴収） 自分で納付（普通徴収）

収入金額等	事業所得	2,708,000 円
	不動産所得	
	配当所得	
	雑所得	
合計		3,120,000 円
所得金額	給与所得	1,547,072 円
	公的年金等所得	
	雑所得	
合計		2,004,000 円
所得金額	給与所得	447,072 円
	公的年金等所得	
	雑所得	250,000 円
合計		697,072 円
所得金額	合計	3,576,493 円
	社会保険料控除	370,852 円
	生命保険料控除	70,000 円
	地震保険料控除	
	寡婦・ひとり親控除	
	勤労学生・障害者控除	530,000 円
	配偶者（特別）控除	380,000 円
	扶養控除	710,000 円
	基礎控除	430,000 円
	雑損控除	
	医療費控除	88,000 円
合計		2,578,852 円

ここに押印してください

6～7頁参照

所得金額調整控除がある場合は、給与所得から控除を差し引いた金額を⑮に記入してください

8～11頁参照

4 収入金額等／所得金額

所得の種類ごとに前年中の収入金額及び所得金額を計算して、該当する欄に金額を記入してください。

種類		概要・計算方法		申告書記入欄		
事業	営業等	販売、製造、建設、飲食、保険の外交などによる所得 総収入金額－必要経費＝所得金額		別紙の収支内訳書で所得金額を計算してください。※1	アと①	
	農業	農産物の生産、果樹の栽培、酪農品の生産などによる所得 総収入金額－必要経費＝所得金額			イと②	
不動産	貸家、アパート、駐車場などの貸し付けによる所得 総収入金額－必要経費＝所得金額		ウと③			
利子	国外で支払われる預金等の利子など源泉徴収されないものによる所得 収入金額＝所得金額			エと④		
配当	株式の配当、剰余金の分配などによる所得 収入金額－株式の元本取得のための負債の利子＝所得金額 ※上場株式等の配当所得等について所得税と異なる課税方式を選択する場合は、12頁を参照してください。			オと⑤		
給与	与	給料、賃金、賞与などによる所得 ※勤務先から交付された源泉徴収票の添付が必要です。源泉徴収票のない方は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」に記入してください。 一定の要件を満たす方は、給与所得金額から所得金額調整控除を差し引くことができます。詳細は次のページをご確認ください。		カと⑥		
		A 給与等の収入金額合計 円				
		↓				
		給与所得の金額（1円未満切捨）				
		1～ 550,999	0 円			
		551,000～1,618,999	A－550,000＝ 円			
		1,619,000～1,619,999	1,069,000 円			
		1,620,000～1,621,999	1,070,000 円			
		1,622,000～1,623,999	1,072,000 円			
		1,624,000～1,627,999	1,074,000 円			
		1,628,000～1,799,999	A÷4＝B (千円未満切捨) B×2.4＋100,000＝ 円			
		1,800,000～3,599,999	B×2.8－80,000＝ 円			
		3,600,000～6,599,999	B＝ ,000 円 B×3.2－440,000＝ 円			
6,600,000～8,499,999	A×0.9－1,100,000＝ 円					
8,500,000以上	A－1,950,000＝ 円					
雑	公的年金等	厚生年金、国民年金、恩給などによる所得 ※遺族年金、障害年金は非課税所得なので申告の必要はありません。		キと⑦		
		A 公的年金等の収入金額合計 円				
		65歳未満の方（昭和31年1月2日以降生まれ）				
		Aの金額（年金収入金額）	年金所得金額（円）＝B（1円未満切捨）			
		1～1,299,999	A－600,000＝ 円			
		1,300,000～4,099,999	A×0.75－275,000＝ 円			
		4,100,000～7,699,999	A×0.85－685,000＝ 円			
		7,700,000～9,999,999	A×0.95－1,455,000＝ 円			
		10,000,000円以上	A－1,955,000＝ 円			
		65歳以上の方（昭和31年1月1日以前生まれ）				
		Aの金額（年金収入金額）	年金所得金額（円）＝B（1円未満切捨）			
		1～3,299,999	A－1,100,000＝ 円			
		3,300,000～4,099,999	A×0.75－275,000＝ 円			
		4,100,000～7,699,999	A×0.85－685,000＝ 円			
		7,700,000～9,999,999	A×0.95－1,455,000＝ 円			
		10,000,000円以上	A－1,955,000＝ 円			
		※上記は本人の公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合の算出表です。 本人の公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は算出方法が異なりますので、詳細はホームページをご覧ください。				
		業務	令和5年度の申告書から使用する欄です。何も記入しないでください。		クと⑧	
		その他	原稿料、講演料、個人年金、シルバー人材センターからの配分金など他の所得にあてはまらない所得 その他の雑所得の収入金額－必要経費＝C（所得金額） 申告書裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」にも記入してください。		ケと⑨	

種類	概要・計算方法					申告書記入欄																																
総合課税の譲渡所得 一時所得	〈総合課税の譲渡所得〉 ゴルフ会員権や金地金、機械など、土地や建物以外の資産の譲渡による所得 <table border="1"> <tr> <td>短期譲渡所得</td> <td>保有期間が5年以内の資産の譲渡</td> </tr> <tr> <td>長期譲渡所得</td> <td>保有期間が5年を超える資産の譲渡</td> </tr> </table>					短期譲渡所得	保有期間が5年以内の資産の譲渡	長期譲渡所得	保有期間が5年を超える資産の譲渡	コ/サ/シ と① 裏面10欄 も記入																												
	短期譲渡所得	保有期間が5年以内の資産の譲渡																																				
長期譲渡所得	保有期間が5年を超える資産の譲渡																																					
〈一時所得〉 生命保険契約の一時金、損害保険の満期戻金、懸賞当選の金品などによる所得 以下を参考に申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A収入金額</th> <th>B必要経費</th> <th>C差引金額 (A-B)</th> <th>D特別控除額</th> <th>E所得金額 (C-D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総合 譲渡</td> <td>短期</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>(限度額50万円) 円</td> <td>イ 円 →表面コ</td> </tr> <tr> <td>長期</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td>ロ 円 →表面サ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一時</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>(限度額50万円) 円</td> <td>ハ 円 →表面シ</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">※短期の譲渡と長期の譲渡との両方があり、その差引金額の合計が50万円を超えている方は、短期の差引金額から先に特別控除額を差し引きます。</td> <td>合計 イ+{(ロ+ハ)×1/2}</td> <td>ニ 円 →表面①</td> </tr> </tbody> </table>							A収入金額	B必要経費	C差引金額 (A-B)	D特別控除額	E所得金額 (C-D)	総合 譲渡	短期	円	円	円	(限度額50万円) 円	イ 円 →表面コ	長期	円	円	円		ロ 円 →表面サ	一時		円	円	円	(限度額50万円) 円	ハ 円 →表面シ			※短期の譲渡と長期の譲渡との両方があり、その差引金額の合計が50万円を超えている方は、短期の差引金額から先に特別控除額を差し引きます。			合計 イ+{(ロ+ハ)×1/2}	ニ 円 →表面①
		A収入金額	B必要経費	C差引金額 (A-B)	D特別控除額	E所得金額 (C-D)																																
総合 譲渡	短期	円	円	円	(限度額50万円) 円	イ 円 →表面コ																																
	長期	円	円	円		ロ 円 →表面サ																																
一時		円	円	円	(限度額50万円) 円	ハ 円 →表面シ																																
		※短期の譲渡と長期の譲渡との両方があり、その差引金額の合計が50万円を超えている方は、短期の差引金額から先に特別控除額を差し引きます。			合計 イ+{(ロ+ハ)×1/2}	ニ 円 →表面①																																

※1 前年度事業又は不動産所得の申告をした方に収支内訳書を同封しています。収支内訳書が必要な方は水戸市ホームページでダウンロードいただくか、市民税課までお問合せください。

【所得金額調整控除の求め方】

(1)子育て世帯等に対する所得金額調整控除

前年の給与等の収入金額が850万円を超える方で、次のア～ウのいずれかに該当する場合、6頁で求めた給与所得金額から、所得金額調整控除を差し引くことができます。

- ア 本人が特別障害者に該当する方
- イ 23歳未満の扶養親族を有する方
- ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方

※ア～ウに該当する場合は、申告書裏面「16 所得金額調整控除に関する事項」に必要事項を記入してください。

※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの納税義務者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

計算欄

給与等の収入金額合計（申告書表面力欄の金額） ※1,000万円を超える場合は1,000万円	円	A
所得金額調整控除額【最大15万円】 (A-850万円)×0.1 ※1円未満切捨て	円	B
給与所得控除後の給与所得（6頁の表で求めた金額）	円	C
所得金額調整控除後の給与所得 C-B →申告書表面⑥へ転記	円	D

(2)給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有する方に対する所得金額調整控除

前年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、給与所得控除後の給与等の金額（給与所得の合計）と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合、6頁で求めた給与所得の金額から、右の計算式で求めた所得金額調整控除を差し引くことができます。

計算欄

給与所得控除後の給与所得（6頁の表で求めた金額） ※10万円を超える場合は10万円	円	A
公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得 (6頁の表で求めた金額) ※10万円を超える場合は10万円	円	B
所得金額調整控除額 A+B-10万円	円	C
給与所得控除後の給与所得（6頁の表で求めた金額） ※(1)子育て世帯等に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の所得金額	円	D
所得金額調整控除後の給与所得 D-C →申告書表面⑥へ転記	円	E

5 所得から差し引かれる金額に関する事項／所得から差し引かれる金額

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に記入のうえ、控除額を計算して、「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。

種類	控除の条件・計算方法	申告書記入欄																																				
雑損控除	<p>前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族（総所得金額等が48万円以下の方）が災害や盗難などにより日常生活に必要な資産に損失を受けた場合、次のアとイのいずれか多い方の金額</p> <p>ア 差引損失額（損害金額＋災害関連支出の金額－保険などの補てん額）－総所得金額等の10%</p> <p>イ 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/>被害を受けた資産の取得時期、取得価額が分かるもの（売買または請負契約書など） <input type="checkbox"/>被害を受けた資産の取壊しや除去費用、修繕費用が分かるもの（領収書） <input type="checkbox"/>被害を受けた資産に対して受け取る保険金などがある場合、その金額が分かるもの <input type="checkbox"/>り災証明書など</p>	②5																																				
医療費控除	<p>医療費控除の経過措置の終了に伴い、控除を申告する際には、「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」を添付しなければならないこととされました。医療費の領収書を事前に集計し、明細書を作成してください。</p> <p>●医療費控除 前年中にあなたや生計を一にする親族のために医療費を支払った場合、以下により計算した金額（医療費の総額－保険等による補てん金）－（総所得金額等の5%と10万円のいずれか少ない金額）</p> <table border="1" data-bbox="252 768 1425 1025"> <tr> <td>A</td> <td>支払った医療費</td> <td>円</td> <td>D</td> <td>申告書②の金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>保険金等で補てんされる金額</td> <td>円</td> <td>E</td> <td>D×0.05 (1円未満切捨て)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A－B</td> <td>円</td> <td>F</td> <td>10万円とEの いずれか少ない金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>控除額</td> <td>C－F (最高200万円)</td> <td>円</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="256 1039 730 1249" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>対象となる医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医師・歯科医師による診療費 <input type="checkbox"/> 治療・療養に必要な医薬品の購入費 <input type="checkbox"/> 治療のためのあん摩、マッサージその他施術費など（資格者による施術に限る） </div> <div data-bbox="783 1039 1425 1249" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>対象とならない医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 健康増進や疾病予防などのための医療品の購入費 <input type="checkbox"/> 人間ドックなどの健康診断、予防接種の費用など（健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続きその疾病の治療をした場合には、健康診断などの費用も医療費控除に該当） </div> </div> <p>※介護保険制度を利用し施設サービスや居宅サービスを受けているときは、事業者が発行する領収書に医療費控除の対象として記載されている金額のみが医療費控除の対象となります。</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書（記載については13頁参照） ※医療費の領収書を事前に集計し、明細書を作成してください。 ※領収書の添付または提示は不要ですが、ご自宅で5年間保管する必要があります。 <input type="checkbox"/> 医療費通知書（医療費のお知らせ）の原本 ※必須事項6項目が全て記載されているもの <input type="checkbox"/> 医療費の補てんを目的として支払いを受けた医療保険などの金額が分かるもの <input type="checkbox"/> 高額療養費支給決定通知書 <input type="checkbox"/> 各種証明書（おむつ使用証明書など）</p> <p>●セルフメディケーション税制（医療費控除との選択適用） 前年中にあなたや生計を一にする親族のために一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合、以下により計算した金額（スイッチOTC医薬品の総額－保険等による補てん金）－1万2千円</p> <table border="1" data-bbox="252 1671 1425 1798"> <tr> <td>A</td> <td>支払ったスイッチOTC医薬品の総額</td> <td>円</td> <td>C</td> <td>A－B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>保険金などで補てんされる金額</td> <td>円</td> <td>控除額</td> <td>C－12,000 (最高88,000円)</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>※セルフメディケーション税制による医療費控除の特受を受けるためには、あなたが健康の保持増進及び疾病の予防の取組（一定の取組）を行っていることが必要です。 ※セルフメディケーション税制を選択する場合は、市民税・県民税申告書の②医療費控除の該当区分箇所に「1」と記入してください。（4頁②医療費控除欄参照）</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制の明細書（記載については13頁参照） ※領収書の添付または提示は不要ですが、ご自宅で5年間保管する必要があります。 <input type="checkbox"/> 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類 ・健康診査（健康保険組合や市が実施する人間ドック、各種健（検）診など） ・予防接種（インフルエンザの予防接種など） ・特定健康診査または特定保健指導（メタボ健診など） ・市が実施するがん検診 ・事業主健診 など</p>	A	支払った医療費	円	D	申告書②の金額	円	B	保険金等で補てんされる金額	円	E	D×0.05 (1円未満切捨て)	円	C	A－B	円	F	10万円とEの いずれか少ない金額	円				控除額	C－F (最高200万円)	円	A	支払ったスイッチOTC医薬品の総額	円	C	A－B	円	B	保険金などで補てんされる金額	円	控除額	C－12,000 (最高88,000円)	円	②6
A	支払った医療費	円	D	申告書②の金額	円																																	
B	保険金等で補てんされる金額	円	E	D×0.05 (1円未満切捨て)	円																																	
C	A－B	円	F	10万円とEの いずれか少ない金額	円																																	
			控除額	C－F (最高200万円)	円																																	
A	支払ったスイッチOTC医薬品の総額	円	C	A－B	円																																	
B	保険金などで補てんされる金額	円	控除額	C－12,000 (最高88,000円)	円																																	

種 類	控 除 の 条 件 ・ 計 算 方 法	申告書 記入欄																																																																		
社会保険料 控 除	<p>あなたやあなたと生計を一にする親族のために前年中に支払った国民健康保険税，後期高齢者医療保険料，国民年金保険料，介護保険料，労働保険料などの支払金額の合計額 ※生計を一にする親族の公的年金等から天引きされている社会保険料や，預金口座から振替えられている社会保険料はあなたの社会保険料控除の対象にはなりません。</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/>国民健康保険税納付額確認書 <input type="checkbox"/>後期高齢者医療保険料納付確認書 <input type="checkbox"/>社会保険料（国民年金保険料）控除証明書 <input type="checkbox"/>介護保険料納付確認書 など</p> <p>支払金額が分かる領収書でも可</p>	⑬																																																																		
小規模企業 共済等掛金 控 除	<p>前年中に支払った小規模企業共済法に規定する共済契約掛金（旧第二種共済契約を除く），確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金，心身障害者扶養共済制度の掛金の支払金額の合計額</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/>支払った掛金額の証明書</p>	⑭																																																																		
生命保険料 控 除	<p>生命保険や個人年金保険，介護医療保険などの保険料や掛金を前年中に支払った場合で，下記により計算した金額 新契約…平成24年1月1日以後に契約した保険契約など 旧契約…平成23年12月31日以前に契約した保険契約など</p> <table border="1" data-bbox="252 698 1425 1433"> <thead> <tr> <th colspan="2">計算式Ⅰ（新契約用）</th> <th colspan="2">計算式Ⅱ（旧契約用）</th> </tr> <tr> <th>支払保険料（円）</th> <th>控除額（円）</th> <th>支払保険料（円）</th> <th>控除額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12,000</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>1～15,000</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001～32,000</td> <td>支払保険料×0.5+6,000</td> <td>15,001～40,000</td> <td>支払保険料×0.5+7,500</td> </tr> <tr> <td>32,001～56,000</td> <td>支払保険料×0.25+14,000</td> <td>40,001～70,000</td> <td>支払保険料×0.25+17,500</td> </tr> <tr> <td>56,001以上</td> <td>28,000</td> <td>70,001以上</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <th colspan="2">一般の生命保険料</th> <th colspan="2">個人年金保険料</th> <th colspan="2">介護医療保険料</th> </tr> <tr> <td>A 新契約に係る保険料</td> <td>円</td> <td>F 新契約に係る保険料</td> <td>円</td> <td>K 介護医療保険料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>B Aを計算式Ⅰにて計算した金額</td> <td>円 (最高28,000円)</td> <td>G Fを計算式Ⅰにて計算した金額</td> <td>円 (最高28,000円)</td> <td>L Kを計算式Ⅰにて計算した金額</td> <td>円 (最高28,000円)</td> </tr> <tr> <td>C 旧契約に係る保険料</td> <td>円</td> <td>H 旧契約に係る保険料</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D Cを計算式Ⅱにて計算した金額</td> <td>円 (最高35,000円)</td> <td>I Hを計算式Ⅱにて計算した金額</td> <td>円 (最高35,000円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>E B+D</td> <td>円 (最高28,000円)</td> <td>J G+I</td> <td>円 (最高28,000円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>M DとEのいずれか大きい方の金額</td> <td>円</td> <td>N IとJのいずれか大きい方の金額</td> <td>円</td> <td>O 控除額 L+M+N</td> <td>円 (最高70,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除額の計算において算出した金額は，それぞれ小数点以下を切り上げます。 ※新契約と旧契約双方に加入している場合は，旧契約のみで算出した金額（最高35,000円）と新契約及び旧契約をそれぞれ算出し合計した金額（最高28,000円）のうち有利な方を選択できます。</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/>保険会社などが発行した申告用控除証明書</p>	計算式Ⅰ（新契約用）		計算式Ⅱ（旧契約用）		支払保険料（円）	控除額（円）	支払保険料（円）	控除額（円）	1～12,000	支払保険料の全額	1～15,000	支払保険料の全額	12,001～32,000	支払保険料×0.5+6,000	15,001～40,000	支払保険料×0.5+7,500	32,001～56,000	支払保険料×0.25+14,000	40,001～70,000	支払保険料×0.25+17,500	56,001以上	28,000	70,001以上	35,000	一般の生命保険料		個人年金保険料		介護医療保険料		A 新契約に係る保険料	円	F 新契約に係る保険料	円	K 介護医療保険料	円	B Aを計算式Ⅰにて計算した金額	円 (最高28,000円)	G Fを計算式Ⅰにて計算した金額	円 (最高28,000円)	L Kを計算式Ⅰにて計算した金額	円 (最高28,000円)	C 旧契約に係る保険料	円	H 旧契約に係る保険料	円			D Cを計算式Ⅱにて計算した金額	円 (最高35,000円)	I Hを計算式Ⅱにて計算した金額	円 (最高35,000円)			E B+D	円 (最高28,000円)	J G+I	円 (最高28,000円)			M DとEのいずれか大きい方の金額	円	N IとJのいずれか大きい方の金額	円	O 控除額 L+M+N	円 (最高70,000円)	⑮
計算式Ⅰ（新契約用）		計算式Ⅱ（旧契約用）																																																																		
支払保険料（円）	控除額（円）	支払保険料（円）	控除額（円）																																																																	
1～12,000	支払保険料の全額	1～15,000	支払保険料の全額																																																																	
12,001～32,000	支払保険料×0.5+6,000	15,001～40,000	支払保険料×0.5+7,500																																																																	
32,001～56,000	支払保険料×0.25+14,000	40,001～70,000	支払保険料×0.25+17,500																																																																	
56,001以上	28,000	70,001以上	35,000																																																																	
一般の生命保険料		個人年金保険料		介護医療保険料																																																																
A 新契約に係る保険料	円	F 新契約に係る保険料	円	K 介護医療保険料	円																																																															
B Aを計算式Ⅰにて計算した金額	円 (最高28,000円)	G Fを計算式Ⅰにて計算した金額	円 (最高28,000円)	L Kを計算式Ⅰにて計算した金額	円 (最高28,000円)																																																															
C 旧契約に係る保険料	円	H 旧契約に係る保険料	円																																																																	
D Cを計算式Ⅱにて計算した金額	円 (最高35,000円)	I Hを計算式Ⅱにて計算した金額	円 (最高35,000円)																																																																	
E B+D	円 (最高28,000円)	J G+I	円 (最高28,000円)																																																																	
M DとEのいずれか大きい方の金額	円	N IとJのいずれか大きい方の金額	円	O 控除額 L+M+N	円 (最高70,000円)																																																															
地震保険料 控 除	<p>(A)損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料，または(B)平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（満期返戻金などのあるもので保険期間または共済期間が10年以上の損害保険契約）に係る保険料（旧長期損害保険料）を支払った場合，下記により計算した金額</p> <table border="1" data-bbox="226 1691 1425 1982"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地震保険料</th> <th>A 地震保険料</th> <th>円</th> <th rowspan="2">旧長期損害保険料</th> <th>B 旧長期損害保険料</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>↓</td> <td>C 地震保険料控除額</td> <td></td> <td>↓</td> <td>D 旧長期損害保険料控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1～50,000</td> <td>A×0.5=</td> <td>円</td> <td>1～5,000</td> <td>Bの金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50,001以上</td> <td>25,000</td> <td>円</td> <td>5,001～15,000</td> <td>B×0.5+2,500円=</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15,001以上</td> <td>10,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>控除額</td> <td>C+D</td> <td>(最高25,000円)</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除額の計算において算出した金額は，それぞれ小数点以下を切り上げます。 ※ひとつの保険契約が地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当するときは，どちらか一方の区分を選んで控除額を計算します。</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/>保険会社などが発行した申告用控除証明書</p>	地震保険料	A 地震保険料	円	旧長期損害保険料	B 旧長期損害保険料	円	↓	C 地震保険料控除額		↓	D 旧長期損害保険料控除額			1～50,000	A×0.5=	円	1～5,000	Bの金額	円		50,001以上	25,000	円	5,001～15,000	B×0.5+2,500円=	円					15,001以上	10,000	円		控除額	C+D	(最高25,000円)			円	⑯																										
地震保険料	A 地震保険料		円	旧長期損害保険料		B 旧長期損害保険料	円																																																													
	↓	C 地震保険料控除額			↓	D 旧長期損害保険料控除額																																																														
	1～50,000	A×0.5=	円	1～5,000	Bの金額	円																																																														
	50,001以上	25,000	円	5,001～15,000	B×0.5+2,500円=	円																																																														
				15,001以上	10,000	円																																																														
	控除額	C+D	(最高25,000円)			円																																																														

種 類	控 除 の 条 件 ・ 計 算 方 法							申告書 記入欄																																																																													
寡 婦 控 除	令和2年12月31日の現況で判定し、次のア、イのいずれかに該当する場合 ア 夫と死別または離婚した後婚姻していない方や夫の生死が不明な方で、子以外の扶養親族（前年中の総所得金額等が48万円以下で他の者の同一生計配偶者または扶養親族でない）のある方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方 イ 夫と死別した後婚姻していない方や夫の生死が不明な方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方							控除額 26万円																																																																													
	ひとり親控除 令和2年12月31日の現況で、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年中の総所得金額等が48万円以下で他の者の同一生計配偶者または扶養親族でない）を有する単身の方で前年中の合計所得金額が500万円以下の方							控除額 30万円																																																																													
	本人が女性 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配偶関係</th> <th colspan="2">死 別</th> <th colspan="2">離 婚</th> <th colspan="2">未婚のひとり親</th> </tr> <tr> <th colspan="2">本人の合計所得金額</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">扶養親族</td> <td rowspan="2">有</td> <td>子</td> <td>30万円</td> <td>—</td> <td>30万円</td> <td>—</td> <td>30万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>26万円</td> <td>—</td> <td>26万円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>26万円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">寡婦控除</p> 本人が男性 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配偶関係</th> <th colspan="2">死 別</th> <th colspan="2">離 婚</th> <th colspan="2">未婚のひとり親</th> </tr> <tr> <th colspan="2">本人の合計所得金額</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">扶養親族</td> <td rowspan="2">有</td> <td>子</td> <td>30万円</td> <td>—</td> <td>30万円</td> <td>—</td> <td>30万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">ひとり親控除</p>							配偶関係		死 別		離 婚		未婚のひとり親		本人の合計所得金額		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円	—	子以外	26万円	—	26万円	—	—	—	無	26万円	—	—	—	—	—	配偶関係		死 別		離 婚		未婚のひとり親		本人の合計所得金額		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円	—	子以外	—	—	—	—	—	—	無	—	—	—	—	—	—
配偶関係		死 別		離 婚		未婚のひとり親																																																																															
本人の合計所得金額		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超																																																																														
扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円	—																																																																													
		子以外	26万円	—	26万円	—	—	—																																																																													
	無	26万円	—	—	—	—	—																																																																														
配偶関係		死 別		離 婚		未婚のひとり親																																																																															
本人の合計所得金額		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超																																																																														
扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円	—																																																																													
		子以外	—	—	—	—	—	—																																																																													
	無	—	—	—	—	—	—																																																																														

※寡婦控除、ひとり親控除いずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある方は適用対象外となります。

勤 労 学 生 控 除 ※ 1	令和2年12月31日の現況で、大学・高等学校などの学生・生徒で、自己の勤労による給与所得などがあり、前年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ給与所得等以外の自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合 必要書類 在学証明書や学生証など							控除額 26万円	⑰ ⑱
障 害 者 控 除 ※ 1	令和2年12月31日の現況で判定し、本人やその同一生計配偶者、扶養親族が障害者手帳や療育手帳、障害者控除対象者認定書の交付などを受けている場合（配偶者特別控除の場合、配偶者分の障害者控除は適用されません）								⑳
区 分		該 当 者					控除額		
障 害 者		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方や障害者控除対象者認定書をお持ちの方 ※自立支援医療（精神通院）受給者証のみをお持ちの場合は、障害者控除の対象になりません。					26万円		
特 別 障 害 者		障害者のうち、身体1・2級、精神1級、療育㊤・Aなど障害の程度が重い方					30万円		
同居特別障害者		特別障害者（同一生計配偶者・扶養親族）のうち、本人またはその配偶者もしくは生計を一にするその他の親族と同居している方					53万円		
必要書類 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書などの障害の程度が分かるもの									
配 偶 者 控 除 ※ 1 ※ 2	令和2年12月31日の現況で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下である場合 ※他の者の扶養親族、事業専従者である場合を除く ※本人の前年中の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は控除対象外								㉑
配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額 48万円以下		本 人 の 合 計 所 得 金 額							
区 分		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超				
一 般		33万円	22万円	11万円	対象外				
老 人（70歳以上） ※昭和26年1月1日以前生まれの方		38万円	26万円	13万円					

種 類	控 除 の 条 件 ・ 計 算 方 法				申告書 記入欄	
配 偶 者 特 別 控 除 ※1 ※2	令和2年12月31日の現況で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合 ※他の者の扶養親族，事業専従者である場合を除く ※本人の前年中の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は控除対象外					
	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額				⑳
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超	
	控 除 額					
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円		
	100万円超105万円以下	31万円	21万円			
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円		
	110万円超115万円以下	21万円	14万円			
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円		
	120万円超125万円以下	11万円	8万円			
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円			
130万円超133万円以下	3万円	2万円			1万円	
133万円超	対象外			対象外		
扶 養 控 除 ※1 ※2	生計を一にする配偶者以外の扶養親族で，前年中の合計所得金額が48万円以下である場合					
	区 分	該 当 者			控除額	
	特 定 扶 養	19歳～22歳	平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれの方			45万円
	老 人 扶 養	70歳以上	昭和26年1月1日以前生まれの方			38万円
	同 居 老 親 等	老人扶養のうち，本人または配偶者の直系尊属で同居している方				45万円
	一 般 扶 養	16歳～18歳， 23歳～69歳	上記以外の方で，平成17年1月1日以前生まれの方			33万円
	※16歳未満の扶養親族（平成17年1月2日以後生まれの方）は控除対象外ですが，市民税・県民税の非課税判定に必要なため「16歳未満扶養親族」欄に記入してください。					
	【日本国外に居住する親族を扶養親族とする場合】 親族関係を証明する書類と送金関係を証明する書類の提出が必要になります。					
	(1)国外に居住する日本人を扶養親族とするとき					
	必要書類 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>扶養親族のパスポートの写し <input type="checkbox"/>戸籍の附票の写し，または国や地方公共団体が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するもの <input type="checkbox"/>金融機関の為替取引により国外居住親族に支払をしたことが分かる書類またはその書類の写し など 					
(2)国外に居住する外国人を扶養親族とする場合						
必要書類 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>外国政府等が発行した親族であることを証する書類（戸籍謄本，出生証明書など） ※氏名，生年月日及び住所または居住の記載があるものに限りです。 <input type="checkbox"/>金融機関の為替取引により国外居住親族に支払をしたことが分かる書類またはその書類の写し など 						
※上記書類が日本語で作成されていない場合は，日本語での翻訳文を添付する必要があります。						
基 礎 控 除	前年中の合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者については，その合計所得金額に応じて控除額が引き下げられ，合計所得金額が2,500万円を超えると，基礎控除の適用ができなくなります。					
	合計所得金額		控除額			
	2,400万円以下		43万円			
	2,400万円超2,450万円以下		29万円			
	2,450万円超2,500万円以下		15万円			
2,500万円超		対象外				

※1 ⑰～⑳については，令和2年12月31日の現況（年の途中で死亡した場合は，その死亡日）で判定します。
 ※2 扶養親族等が別居している場合は，申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」も記入してください。

6 寄附金税額控除について

あなたが前年中に下記の団体に対して合計2,000円を超える金額を寄附した場合は、申告書裏面の「15 寄附金に関する事項」欄に区分ごとに寄附した金額を記入してください。

必要書類 □寄附金の受領証など

《控除対象となる寄附金の種類》

都道府県、市区町村分（特例控除対象）	ふるさと納税などの各都道府県、市区町村への寄附や災害義援金など	
茨城県共同募金会、日赤茨城県支部、都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	茨城県共同募金会、日本赤十字社茨城県支部への寄附及びふるさと納税の指定対象外となった各都道府県、市区町村への寄附	
条例指定分（茨城県）	茨城県が条例で指定した団体への寄附	※イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を破棄した場合もこちらに該当します。
条例指定分（水戸市）	水戸市が条例で指定した団体への寄附	

※県条例指定団体については茨城県総務部税務課（Tel.029-301-2414）、市条例指定団体については水戸市ホームページをご覧ください。か市民税課までお問合せください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請を行った方へ

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告を行わなくても所得税の寄附金控除相当額を含んだ寄附金税額控除を市民税・県民税から控除することができる制度ですが、確定申告または市民税・県民税の申告を行うと特例の適用を受けることができなくなります。

また、ふるさと納税先が1年間で5自治体を超える場合も、ふるさと納税ワンストップ特例制度の特例の適用を受けることができなくなります。

以上の理由により、特例の適用を受けることができなくなった方は、確定申告で寄附金を申告することで所得税の寄附金控除及び市民税・県民税の寄附金税額控除を受けることができます。ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした分を含めたすべての寄附金を申告してください。

7 上場株式等に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式の選択について

市民税・県民税の納税通知書が送達されるまで（※）に確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出することによって、上場株式等に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、所得税とは異なる課税方式を選択できます。選択できる申告方式は以下の3つです。

- ・申告不要制度（申告しない）
 - ・総合課税として申告
 - ・分離課税として申告
- 〔例 所得税の確定申告では申告分離課税を選択していたが、市民税・県民税の申告は申告不要制度を選択する。〕

※地方税法上では、「市民税・県民税の納税通知書が送達されるまで」に申告書を提出することを要件としていますが、賦課決定事務の都合上、申告期限（3月15日（月））までに提出いただきますようお願いいたします。

●対象となる上場株式等の特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額

確定申告した上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等のうち、所得税15.315%（復興特別所得税を含む）、住民税5%の税率で源泉徴収（特別徴収）されている所得のみが対象となります。

※所得税が20.42%（復興特別所得税を含む）で源泉徴収されている配当所得（大口株主等が受ける上場株式等の配当等及び未公開株式等の配当等）は総合課税での市民税・県民税の申告が必要となります。

●申告方法

上場株式等に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、市民税・県民税申告書に加え、次の書類をご提出ください。

①市民税・県民税申告書付表（上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用）

様式については、水戸市ホームページでダウンロードいただくか、市民税課までお問合せください。

②確定申告書の控えの写し（一式）

③上場株式等の配当等に関する書類の写し（上場株式等の配当所得等がある方のみ）

（例）上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書など

④上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写し（上場株式等の譲渡所得等がある方のみ）

（例）特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など

※特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の所得税と異なる課税方式については、水戸市ホームページをご覧ください。

インターネットで検索 [水戸市 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額](#) 検索

8 合計所得金額、総所得金額等について

合計所得金額とは…給与や年金等の総所得（申告書②の金額）、山林・退職所得、分離課税所得の合計額で、損失の繰越控除や分離課税の特別控除を適用する前の金額

総所得金額等とは…合計所得金額に損失の繰越控除を適用した後の金額

※前年の合計所得金額が下記の計算で算出した金額を超える場合は、市民税・県民税均等割額が課税されます。

計算式 $\{(同一年計配偶者(※) + 扶養親族数 + 1) \times 320,000 + 189,000\} + 100,000$

ただし、同一年計配偶者や扶養親族がない場合、 $320,000 + 100,000$

※同一年計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下である方をいいます。

9 医療費控除・セルフメディケーション税制の記載時の留意点について

医療費控除の明細書の記載について

医療費控除を申告する場合、医療費控除の明細書に内訳を記載していただく必要があります。

●医療費通知を添付する場合

医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月
 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、薬局等の名称
 ⑤被保険者等が払った医療費の額
 ⑥保険者等の名称
 ※自己または生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

(1)医療費通知に記載された医療費の額	(2)(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3)(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
110,000 ^円 ア	95,000 ^円 イ	0 ^円

通知に記載された自己負担額の合計額を記入してください。

左記のうち令和2年中に実際に支払った金額を記入してください。

●明細書の記載方法

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
水戸 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	① 20,000	③
〃	△△線, □□バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	② 1,500	

記載時の留意点

- ①同一の人物が同じ病院に複数回通院した場合、医療費の合計額を記入してください。
 (例：〇〇病院 通院1回目：12,000円、2回目：8,000円 計：20,000円)
 ②公共の交通機関を利用した場合、交通費も医療費控除に計上できます。複数の交通機関を乗り継いだ場合、上記のようにまとめて記載してください。
 ③加入している生命保険や高額療養費申請等により支払った医療費が補てんされた場合は、その金額を記入してください。
 ※原則として、インフルエンザ等の予防接種、健康診断にかかった費用は医療費控除の対象とはなりません。また、要介護者等のおむつ代が医療費控除に該当するのは医師の発行した「おむつ使用証明書」が発行されている場合のみです。
 (おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。)

セルフメディケーション税制の明細書の記載について

健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っている方が、本人や本人と生計を一にする親族のため前年中に一定のスイッチOTC医薬品(※1)を購入した場合、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受けることができます。

●健康保持への取組について

セルフメディケーション税制適用のためには、**本人**が令和2年中に健康の保持増進及び疾病の予防の取組を行ったことが分かる資料の添付または提示の必要があります(詳しくは8頁をご覧ください)。

●明細書の記載方法

(1)薬局などの支払先の名称	(2)医薬品の名称	(3)支払った金額	(4)(3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
◎〇薬局	ゼイムEX, シンココ胃腸薬	① 3,000	
××ドラッグストア	〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇	② 5,000	
〃	〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇		

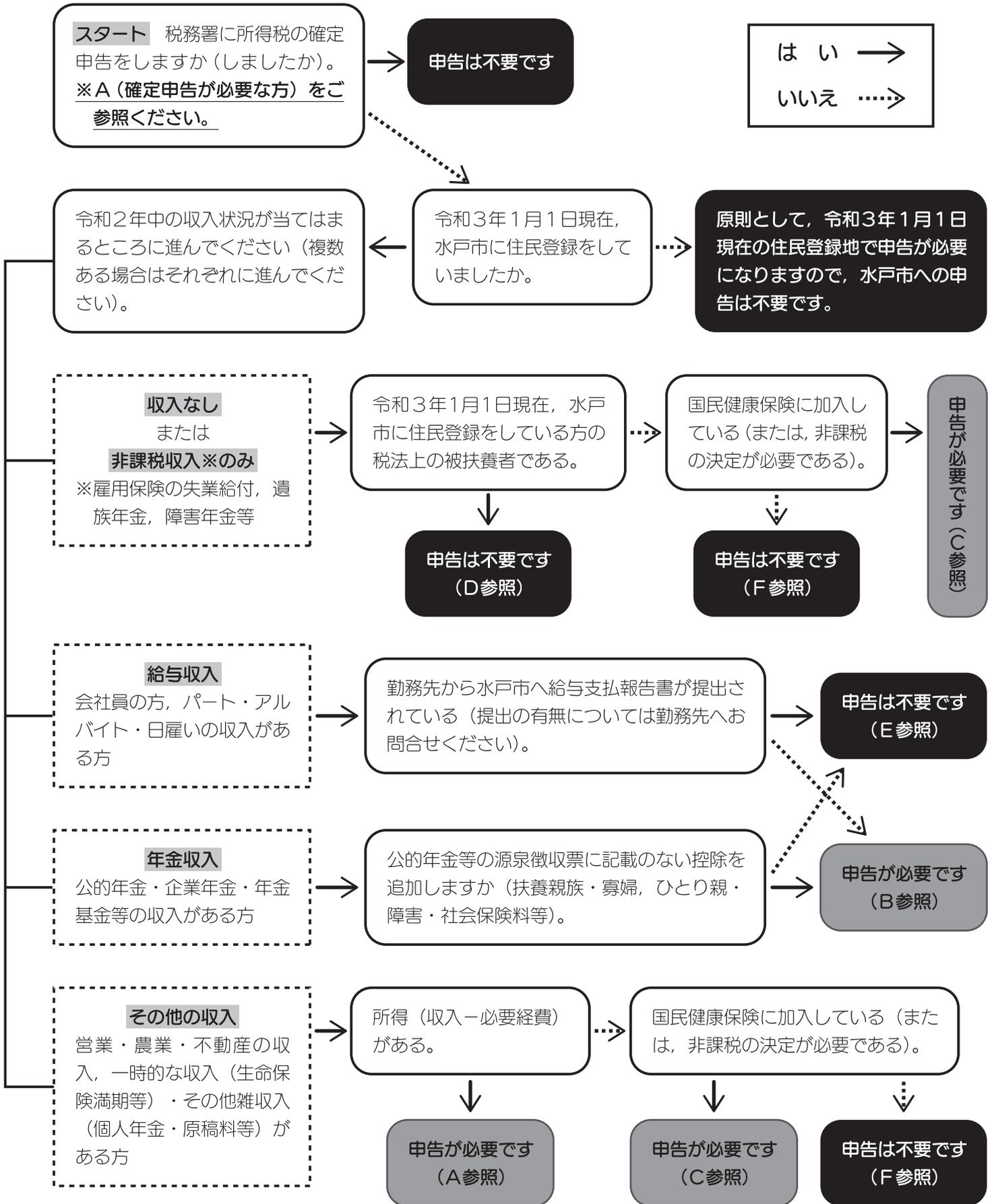
記載時の留意点

- ①同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入し購入金額の合計を記入してください。
 ②医薬品の名称が枠内に記載しきれない場合は、図のように2行に分けて記入してください。

※1……要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品。対象品目一覧は厚生労働省のホームページをご確認ください。
 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)

10 市民税・県民税申告フローチャート

フローチャートの結果を参考に、市民税・県民税の申告が必要な方は期限までに申告してください。



A 税務署へ所得税の確定申告書を提出する必要がある方

次の1～3のいずれかに該当する方は税務署で確定申告をする必要があります。

1 給与や公的年金等以外の所得がある方（事業所得、不動産所得等）

各種の所得金額の合計額（土地や建物を売却した譲渡所得等を含む）が所得控除の合計額を超える場合で、計算の結果、納付する所得税が発生する方は、確定申告をする必要があります。

2 給与と所得がある方で次の①～③に該当する方

①給与の年間収入が2,000万円を超える方

②一の給与等の支払者から給与を受けていて、給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方

③二以上の給与等の支払者から給与を受けていて、年末調整をされなかった従たる給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方

※給与等の収入金額の合計金額から雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除を除く所得控除の合計額を差し引いた残りの金額が150万円以下で、かつ、給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下である方は、確定申告をする必要はありません。

3 公的年金等に係る雑所得がある方で次に該当する方

所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、計算の結果、納付する所得税が発生する方は確定申告をする必要があります。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得の金額が20万円以下である方は、確定申告をする必要はありません。（源泉徴収の対象とならない外国で支払われる年金等の支給を受ける方は除く）

- ・税務署へ確定申告をする必要がない場合でも、計算の結果、所得税の還付を受けられる方は、確定申告をすることができます。
- ・確定申告をする必要がない場合は、原則として、市民税・県民税の申告を行ってください。

B 市民税・県民税の申告書を提出する必要がある方

水戸市で市民税・県民税申告をする必要があります。ただし、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（雑損失の繰越控除等）の適用を受ける場合は、税務署で確定申告をする必要があります。

なお、確定申告書を提出した場合は、市民税・県民税申告をする必要はありません。

C 非課税でも市民税・県民税の申告書を提出する必要がある方

所得の合計が42万円以下で、市民税・県民税が非課税となる方でも、次の①～③のいずれかに該当する方は水戸市へ市民税・県民税申告をする必要があります。

①国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険・児童扶養手当・就学援助・公営住宅・医療福祉費助成制度（マル福制度）関係等の保険料算定や料率区分判定のために非課税と決定される必要がある方

②①以外の理由で非課税の証明書が必要な方

③所得証明書が必要な方

※収入が0円の方は、ぜひ郵送による申告をご利用ください。詳しくは2頁をご参照ください。

D 親族の被扶養として申告されているため、申告が不要な方

所得の合計が42万円以下で、納税義務者が申告や年末調整※であなたを扶養としている場合は、あなた自身の申告がなくても非課税と同様の扱いとなります。ただし、あなたを扶養している方が水戸市以外に住民登録をしている場合で、あなた自身がCに該当する方は、市民税・県民税申告をする必要があります。

※給与所得が1,000万円を超えている給与所得者の配偶者（収入なし）は、平成31年度より、控除対象配偶者には該当しないため、配偶者がCに該当する場合は、配偶者本人の申告が必要となります。（合計所得金額が1,000万円を超える給与所得者が確定申告等で同一生計配偶者の氏名を記載した場合を除く）

E 課税資料が水戸市に届いているため、申告が不要な方

次の①または②に該当する方は、市民税・県民税申告または所得税の確定申告をする必要はありません。

①給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書（複数ある場合はそのすべて）が水戸市へ提出されている方

②公的年金等収入のみの方（源泉徴収の対象とならない外国で支払われる年金等の支給を受ける方は除く）

※申告をしなくても、水戸市に届いた給与や年金の支払報告書に基づき市民税・県民税が決定されますが、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除を追加する場合は市民税・県民税申告をする必要があります。同様の場合において、所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります（確定申告した場合は、市民税・県民税の申告をする必要はありません）。また、給与と年金の両方の収入がある場合は、税務署へ確定申告書の提出が必要になる場合があります（Aをご覧ください）。

※給与や年金以外に所得がある場合は、確定申告をする必要があります（Aをご覧ください）。

F 課税される所得がないため、申告しなくてもよい方

課税される所得がない場合は、所得税や市民税・県民税は課税にならないため申告の必要はありません。ただし、非課税の証明書や所得証明書が必要な場合等は申告が必要です（Cをご覧ください）。

